

安曇野市農業委員会 農地法第4・5条申請の流れ

事前相談	申請前にお願いします。	
申請受付期間	毎月1日～10日の開庁日	
許可書の交付	3,000㎡以下	翌月10日～15日前後
	3,000㎡越え	翌25日～30日前後

※他法令と同時許可の場合	
農地法と同時許可になる法律がある場合は、許可書の交付に時間を要する場合があります。 (農地法と同時許可:都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法、森林法、砂利採取法、採石法、温泉法等)	

農地の転用とは「農地を農地以外のものにする」といいます。農地の転用をしようとする場合には、必ずその行為を行う前に県知事の許可を受けるか、農業委員会への届出が必要です。

農地法	権利移動	申請者
第4条	なし	農地所有者等
第5条	あり	農地所有者及び転用事業者



意見回答

地区常設・
常設審議委員会

※転用面積が3,000㎡を超えるもの

意見聴取

申請者

申請書提出

許可書交付

農業委員会事務局

・書類審査
・現地確認

地域委員会

許可書送付

定例総会

申請書及び
意見書提出

県知事